

民間提案制度に関する 調査・検討について

目的

民間提案制度については、昨年度の計画部会で実施したアクションプラン前半期レビューで、「地方公共団体における制度の導入は進みつつあるものの、十分に活用されているとは言えないのが実情である。」とされている。特にPFI法6条に基づく民間提案はレビュー時点で5件しか確認されていない。

民間提案制度のさらなる活用を推進するため、民間提案制度が活用された事例について調査等を行い、課題や改善策について検討を行う。

1. ヒアリング方法等

ヒアリング方法等の概要

1. 調査対象

- 民間提案を実施した事業より5事業を抽出（具体的な対象事業は、次頁参照）

2. 実施期間

- 令和元年12月

3. ヒアリング方法

- 対象事業を所管する地方公共団体の担当者及び受注者である民間企業の担当者に対面形式でヒアリングを実施。

4. ヒアリング項目

- ① 民間提案を求めるタイミングについて
- ② インセンティブ付与方法について
- ③ 評価体制について 等

ヒアリング対象事業

※各事業の概要は、P21～25（参考資料）参照

	制度／事業名	事業主体	事業者	提案を求めた タイミング	インセン ティブ 付与方法	根拠法
①	提案型公共サービス民営化制度 (手賀沼親水広場の運営)	我孫子市	(株)エヌケイ サービス	民間に求める事業 の構想なし※1	随意契約	なし
②	桑名市健康増進施設運営・整備事業	桑名市	蔦井(株)	民間に求める事業 の構想なし※1	加点 (最大10%) ※3	なし
③	大府駅東駐車場及び自転車駐車場整 備事業	大府市	蔦井(株)	民間に求める事業 の構想あり※2	加点 (最大9%) ※3	PFI法 6条※4
④	美浜町地域づくり拠点化施設整備事業	美浜町	(株)fun function	民間に求める事業 の構想あり※2	加点 (最大7%) ※3	PFI法 6条
⑤	南紀白浜空港民間活力導入事業※5	和歌山県	(株)南紀白 浜エアポート	民間に求める事業 の構想あり※2	—	なし

- ※1 対象事業・施設をリストで多数提示し(もしくは対象を制限せず)、民間企業に求める事業の構想が具体化していないもの
- ※2 対象事業・施設を特定し、民間企業に求める事業の構想がある程度具体化しているもの
- ※3 提案採用者が事業者選定時に得られる加点の割合
- ※4 PFI法6条に基づく手続きであるが、PFI法によらない事業方式の提案も認めており、市は提案内容を踏まえ、定期借地権方式を採用した
- ※5 南紀白浜空港民間活力導入事業については、一般の空港コンセッションの事業者選定手続きに準ずる手続きを行っているが
- ①実施方針策定前に事業者応募プロセスを行っていること
- ②応募段階で、事業手法(コンセッションor指定管理or業務委託)を選択可能としていること
- などを踏まえ、ヒアリングの対象としている

2. ヒアリング結果

①民間提案を求めるタイミングについて

1) 民間に求める事業の構想が具体化していない段階

● 肯定的な意見

- サービス向上や費用削減に加えて、公共の視点では思いつかない提案を得られる点がメリット。【我孫子・行政担当者】
- 事業期間や契約金額を事業者側から提案できることは大きなメリット。【我孫子・企業担当者】
- 全継続事業を民間提案の対象事業としてリスト化しているので、仮に担当部署が積極的でなくとも、官民連携が進みやすい。【我孫子・行政担当者】

● 課題・留意点など

- 対象事業が継続事業であり、民間提案により予算を増加する必要があったが、予算が措置できず実施できない事例もあった。【我孫子・行政担当者】
- 相談できる窓口がなかった場合、我々のほうでゼロから提案を組み立て応募するということになるが、それはリスクが高く難しいだろう。桑名市には「コラボ・ラボ桑名」のという窓口があり、事前対話などを含めざっくばらんに相談ができるので民間事業者としても提案しやすい。【桑名・企業担当者】

- 行政・企業とも、自由度が高く、民間の自由な発想で提案しやすい本方式に対する評価は高い。
- 一方で、事業化に向けては、事前対話などを含め、行政・企業が密な連携を図りつつ、調整を進めていく必要がある。

①民間提案を求めるタイミングについて

2) 民間に求める事業の構想がある程度具体化している段階

● 肯定的な意見

- 公益性が高く、独立採算での運営・運用が難しい施設では、必要な機能が明確になっていないと提案することは困難である。本事業では具体化されていたので、民間提案を求めるタイミングとしては妥当だったと感じている【匿名希望・企業担当者】
- コア施設（駐車場・駐輪場）の行政としての条件を明確にし、附帯する収益施設（商業施設）の提案内容には自由度があった。過度に行政から条件付けされることなく、応募者側から提案できる余地が大きく、よかった。【大府・企業担当者】

● 課題・留意点など

- 地方公共団体として、採算性が低くても提供したい公共サービス等がある場合、その機能や優先度を予め明確化しておいてもらえないと、民間事業側で提案した後に方向性を修正することは難しい。逆に地方公共団体で求める機能の具体性が低く、収益性を強く求めるのであれば、その旨を明確化してもらえると、民間側でも規制緩和等も含めた提案を行うことが出来る【匿名希望・企業担当者】

- 公共性が高く、独立採算での運営が難しい施設については、ある程度事業構想を具体化していないと企業としても提案し難い。
- 一方で、収益性が高く民間として工夫の余地が大きい施設については、自由度が高い方が民間事業者としては参加しやすく、提案も行いやすい。

②インセンティブ付与方法について

1) 随意契約方式

- 随意契約方式（我孫子市の場合）の概要

- ・P26（参考資料）参照

- 肯定的な意見

- 提案と事業者選定を2段階で行う民間提案と比較して、手間が少なく、スピード感がある。随意契約方式の方が当然事業者としては望ましい。【多数の企業（随意契約方式の民間提案に応募していない企業も含む）】

- 課題・留意点など

- 競争性がないとの批判を受ける場合がある。【我孫子・行政担当者】

- 当市では該当案件はないが、審査会で不採用が決まった事業でも、担当課からすれば魅力的に感じる提案はあり得る。その場合の扱いについては、明確ではない。【我孫子・行政担当者】

- 提案と事業者選定を2段階で行う民間提案と比較して、随意契約方式は手間が少なく、スピード感があるなどメリットは大きい。
- 一方で、「随意契約の妥当性」や「随意契約はできないが行政として採用したい提案の扱い」については、適切に整理し、外部に説明する必要がある。

②インセンティブ付与方法について

2) 加点方式

- 加点の割合について

- 桑名市：最大10%、大府市：最大9%、美浜町：最大7%

- 肯定的な意見

- インセンティブがない場合、具体的で有効な提案が出てこない懸念があった。一方で「随意契約方式」は随意契約する理由の説明を強く求められ、難しいと感じている。加点方式が現時点では一般的なインセンティブの付与方法だと認識している。【大府・行政担当者】

- 課題・留意点など

- 加点の値については、過去の事例を参考するなどし、決定した。配点の妥当性の説明に苦慮する。マニュアル等で目安を示して頂けるとありがたい。【匿名希望・行政担当者】
- インセンティブの点数は少ないと感じている。1回の提案に相当の労力が必要。30%程度頂きたい。【匿名希望・企業担当者】
- 民間提案募集前にインセンティブ付与の詳細条件を提示して欲しい【匿名希望・企業担当者】

- 加点方式は現時点では一般的なインセンティブの付与方法と認識されている。
- 妥当な配点について、行政と民間で認識にずれがある。

③評価体制について

- ヒアリング対象で採用されていた体制

- 有識者委員会方式 : 4 団体
- 有識者意見を個別に聴取 : 1 団体

- 行政担当者の意見

- 民間提案の前例がなかったので、ノウハウがなく苦労した【大府】
- 市の政策とPPP/PFIの理解がある方の参画が必要【桑名】
- 担当部局のみでは判断が難しい。特に収支計画の評価は難しく、金融機関の方に委員会に参画頂いた。【美浜】

- 企業担当者の意見

- フェアな評価がなされるかが一番の心配。例えば、事業方式が選択可能な場合など、明記はないが方式により評価の高低があるのか？複数評価軸がある場合、どの評価軸が重視されるのか？など。【匿名希望】
- 委員会方式の場合でも、委員の主観で判断されてしまう。評価基準がなるべく明確な方がよい。極端な話、価格だけで決めれば主観は入らない。【匿名希望】
- キチンと評価できる体制を整えることが重要。例えば、事業計画の妥当性が評価できないと、現実性は乏しいが派手な計画が採用されてしまう。【匿名希望】

(次頁に続く)

③評価体制について

- 企業担当者の意見

- 評価委員会について、ソフトが重要と感じたがハードの専門家が多かった。委員会の人選に検討の余地があると感じた。【匿名希望】
- 審査員に別自治体での類似事業の運営者が入っており、専門的な観点から評価頂けた。審査終了後にアドバイスが頂けたことは大変ありがたかった。【我孫子】
- 公募要領には何を評価するか示されているが、どの点が評価されているかが解らなかった。評価結果を教えて欲しい。【匿名希望】

- いずれの例でも、外部有識者の意見を取り入れる方式を採用している。
- 行政・企業とも適切な評価が可能な体制の確保が非常に重要との認識は一致してる。
- 企業の評価体制・評価基準への関心は大変高く、なるべく明確化することが望まれている。また、評価内容のフィードバックを求める意見もあった。

④PFI法6条に基づく民間提案について

● 法6条に基づく民間提案を採用した行政担当者の声

- 大変タイトなスケジュールの中、VFM等の算定も企業に求めることができ、企業から直接実施可能な提案を受けられる、スケジュールと行政側のコストが削減可能なPFI法6条に基づく提案を採用した。【美浜】

● 法6条に基づく民間提案を採用しなかった行政担当者の声

- 市の中ではPFI手法を検討すべき施設は多くない。PPP手法も含めた緩い条件で、提案の自由度を高めることを考えた。【桑名】

● 法6条に基づく民間提案を行った企業担当者の声

- PFI法6条に基づく提案であることは、あまり影響はなかった。【大府】
- 詳細な仕様が不明確であるため、従来型の事業費の見込みが困難など、難しく、手間のかかる部分もあった。【匿名希望】

- 法6条に基づく民間提案は、行政担当者には、VFMの算定等も企業に求めることができ、コスト等の削減に繋がる手法として認識されている。
- 一方で民間事業者には「民間からの提案に対し、行政は回答義務がある」などの法6条に基づく手続きのメリットは認識されていなかった。

⑤民間提案に伴う負担について

以下①～③のいずれに該当するか、行政・民間それぞれの担当者の見解を聞いた。

- ① 負担が過大、次は活用しない。
- ② 負担が大きいが、相応のメリットあり、今後も必要に応じ活用。
- ③ 負担が大きいと感しない。

● 行政担当者

②相応のメリットあり：3団体 ③負担が大きいと感しない：2団体

<コメント>

➤ メリットが大きな提案がなされており、これらを受けることは大きな負担ではないと考える。【桑名】

➤ コンサルタントから各種アドバイスや資料作成の支援を受けたため、直接大きな負担にはならなかった。【大府】

● 企業担当者

②相応のメリットあり：5社

<コメント>

➤ 短期間に業務が集中したが、仕事を受注するためには必要なことだと考えている。【我孫子】

➤ 事業者選定時に再度提案書を作成するのは手間である。【匿名希望】

➤ 公募期間が短い反面、提案事項が多かった点を負担に感じた。特に収支に関して詳細な提案を求められたが、必要な事項に絞って提案を求めれば十分ではないかと感じる部分もあった。【匿名希望】

- 負担感がある部分もあるものの、相応のメリットがあると感じている回答が多く、「負担が過大で次は活用しない」という回答者はいなかった。

⑥民間事業者への情報開示について

● 企業担当者の意見

- 特に不満を感じたり、情報の不足により足踏みをしたというようなことはなかった。行政の窓口で誠実に対応頂いた【桑名・大府】
- 問い合わせ窓口は一つにまとめて欲しい。情報によって複数個所・部局（本庁や支所、事務所など）に問い合わせしないといけない場合もある。【匿名希望】
- 多機能を導入する施設においては、庁内横断的に所管部局と協議する機会があると行政側が求めるサービス水準等が理解しやすい【匿名希望】

- 今回ヒアリングを行った事業においては、情報が不足し、提案に支障があったという案件は確認されなかった。
- ただし、企業からの問い合わせが容易になる体制の整備（窓口の統一や担当部局を横断した協議の場の設置）を求める意見があった。

⑦企業ノウハウの保護について

● 企業担当者の意見

- 資料の公表前に事前確認があるなど、十分な配慮があった、一方、企業ノウハウの保護や公開については、公募段階で明確化して欲しい。【匿名希望】
- 事前に公開内容の確認があり、企業のノウハウ保護については、十分な配慮があった。【大府及び桑名】

- 今回ヒアリングを行った事業においては、特に問題はなかった。
- 行政が企業の関連情報を公表する際には、事前に企業に確認しているケースが多かった。

⑧その他

- 最近はPFIだけでなく、PPPも増えてきている。PPP含みの民間提案を行う際のマニュアルがあるとよい【我孫子、大府・行政担当者】
- 事前対話が非常に重要。話を聞いても反映してもらえない場合も多々ある。聞いた話を適切に反映することが重要。また、事前対話でもキチンと理解できる体制の確保（アドバイザーの手配等）が重要【匿名希望・企業担当者】
- しかたないことかもしれないが、期間が短く大変であった。もう少し時間に余裕があるとよかった。【匿名希望・企業担当者】
- 民間提案を簡素にしすぎると、適切に評価されるかが心配になる。ある程度細かいところまで見て評価して欲しいという思いもある。【匿名希望・企業担当者】
- このような制度があり、民間参入の機会が確保されていることは素晴らしい。他の地方公共団体でも積極的に導入頂きたい。【我孫子・企業担当者】
- 既存施設の維持管理計画（将来の修繕計画も含め）は管理者等が示すべき、そうしないと、現状の解らない民間企業ではリスクを考えマージンを多くとる可能性もあり、結局高くつく可能性がある。【匿名希望・企業担当者】

3. 制度改善策等の提言 及び今後の進め方

民間提案に関する改善策等の提言

【現状・背景】

厳しい財政状況の下、公共施設等の老朽化等が進む中、公共施設等の整備・維持管理等に民間の資金や創意工夫を活用し、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現することが求められている。

民間提案とは、民間ならではの創意工夫等を公共施設の整備等事業に反映するために、事業の初期段階・構想段階において、民間事業者から自発的に公共施設の管理者等に提案を行う、又は公共施設の管理者等が民間事業者に提案を募集するものであり、効率的かつ効果的で良好な公共サービスの実現に寄与するものである。

しかし、公共施設の管理者等においては、民間提案の相談窓口を常設している団体は少なく、また、PFI法6条に基づく民間提案の実績も6件であり、民間提案が十分に活用されているとは言えない。

【提言】

今回の民間提案に関するヒアリング調査の結果、近年、PFIに限らないPPPも含めたより広い事業を対象とした民間提案制度や、インセンティブ付与の方法としての随意契約方式などが活用されるようになってきており、行政担当者や企業担当者から高い評価を得ていることがわかった。

一方で、民間提案を活用する際の課題として、以下の点が指摘された。

- ① 評価方法等の改善(評価基準の明確化、評価結果のフィードバックなど)の必要性
- ② インセンティブの付与方法として加点方式を活用した際の加点の考え方
- ③ 民間企業から容易に問合せが可能な行政側の体制整備の必要性

このため、「PFI事業民間提案推進マニュアル(H26.9)」等について、近年の民間提案の活用実態・課題に対応した改定・周知をするとともに、公共施設等の管理者等に対し、相談窓口の設置や庁内体制の整備など、民間提案を受け付けるための体制整備を促す必要がある。

今後の進め方

- 令和2年6月改定予定のPPP／PFI推進アクションプランに、「PFI事業民間提案推進マニュアル」等の改定・周知や、民間提案を受け付けるための体制整備の必要性等を追記。
- 今回の調査によって得られた課題等について、追加調査を実施し、次回事業推進部会（令和2年7月以降）で、結果を報告するとともに、調査結果等を踏まえ、PFI事業民間提案推進マニュアルの改定について議論。

參考資料

ヒアリング対象事例の概要

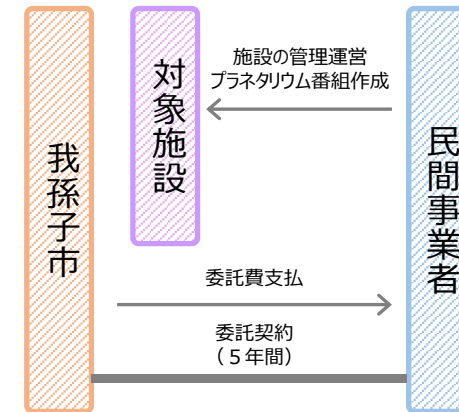
■（事例1）提案型公共サービス民営化制度（候補事業：手賀沼親水広場の運営）

- 市が実施する事務事業について民間の創意工夫を活かした効率化・コストの削減等の提案を受け付け、採択時には随意契約によって委託等を行う制度。

◆事例概要

事業の内容	実施主体／所在地	我孫子市（13.2万人）／我孫子市高野山新田193
	事業方式	委託契約
	事業期間	平成29年4月～令和4年3月末
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 手賀沼親水公園の管理運営 プラネタリウム番組作成 手賀沼親水広場管理運営業務とプラネタリウム番組作成を併せ、従来の水環境保全のための公共施設に商業施設的な考え方を取り入れ、5年間継続して実施する。
	施設概要	手賀沼親水広場
	契約金額	2億5千万円（年額約5,000万円×5年）
	事業の背景・目的	県が所有していた施設を平成27年に市に移譲。平成28年に施設のリニューアルに際して、本制度の対象事業として民間提案を募集
	事業スケジュール	平成28年7月～9月：提案募集 平成28年10月：審査 平成29年4月：事業開始
	民間からの提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 手賀沼親水広場の施設の管理運営について5年間一括の委託事業とし、コストの削減を図る。 光学式プラネタリウムのデジタル化、イベントの有料化。
	民間提案の効果	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営業務の一括受託によるコスト削減とサービス水準の向上。 他の公共施設やイベントとの連携などを含めて、集客向上、市民サービスの向上や地域の活性化につなげる。
制度の内容	制度名	提案型公共サービス民営化制度
	民間提案を求めるタイミング	事業の構想が具体化していない段階 ※市が対象事業をリスト化し、募集要項と共にHPに掲載
	インセンティブ	随意契約
	審査方法	第三者委員会方式 （審査結果の区分：①採用／②継続協議／③不採用）
	制度の背景・目的	公共における民間と行政の役割分担を根本的に見直し、民間の創意工夫を活かすことで、充実した質の高いサービスの展開を目指すこと

◆事業スキーム図



◆本事業のポイント

- 市が実施している全ての事業（約1,000事業、毎年、市がリストを更新）を対象に民間事業者から提案を募集。提案内容が市民にとってプラスと判断されれば民間への委託・民営化を進める。
- 提案審査は、有識者委員会方式で実施、審査基準を満たした提案に対して随意契約を締結
- 本事業は、プラネタリウムの運営と施設の維持管理・運営を一体的に実施することによる経費の削減と、プラネタリウム施設機能の充実やイベント等の実施により、集客力、市民サービスの向上につなげるもの。

ヒアリング対象事例の概要

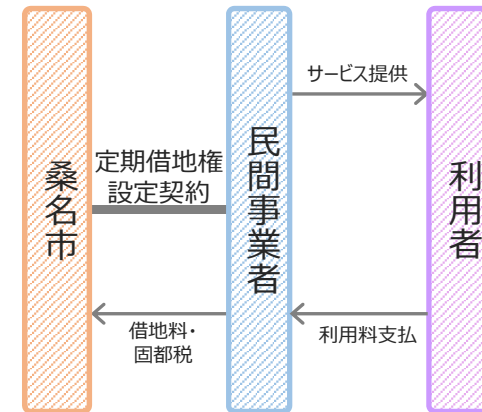
■（事例2）桑名市健康増進施設整備・運営事業

- 市が行っている事務事業を中心に、民間事業者等から提案を受け付け、提案者にはプロポーザル等の公募時に加点等のインセンティブを与える制度を活用した事業

◆事例概要

事業の内容	実施主体／所在地	桑名市（14.2万人）／桑名市多度町小山字西天王平2160他
	事業方式	定期借地権方式
	事業期間	30年
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進施設の整備・運営等 <ul style="list-style-type: none"> 施設の設計・工事監理・工事 施設の運営・維持管理 借地期間満了に伴う建物除却及び土地返還
施設概要	施設概要	温浴施設を備えた健康増進施設、駐車場
	契約金額	現在契約締結中（令和2年1月28日現在）
	応募者数	1社応募
事業の背景・目的	事業の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に温泉を活用した健康増進施設のPFI事業として公募を実施するも、契約締結に至らなかった。 その後民間事業者より改めて事業化に向けた対話の申し入れを受け、対話を経て民間提案として受付。 改めてプロポーザルによる事業者選定を経て、健康増進施設としての事業化に至った。
	事業スケジュール	平成28年10月：公民連携ワンストップ対話窓口の設置 平成30年7月：民間提案の受付 平成30年12月：事業者募集開始 平成31年1月：優先交渉者決定 平成31年3月：基本協定締結 令和元年12月：工事着工 令和2年12月：施設オープン予定
民間からの提案を求めた事項	民間からの提案を求めた事項	<ul style="list-style-type: none"> 温泉水を利用した温浴施設（男女別）の提案 事業者のノウハウ等を十分活用し、健康づくりを目的とした施設機能。 費用負担 地域貢献・地域資源活用を視点とした基本事業や機能
	民間提案の効果	<ul style="list-style-type: none"> 民間ならではの独自のノウハウの活用とデザインの採用
制度の内容	制度名	コラボ・ラボ桑名（公民連携ワンストップ対話窓口）
	民間提案を求めるタイミング	事業の構想が具体化していない段階 ※フリー型提案：市の事務事業を中心に民間事業者から自由に提案を受け付ける方式
	インセンティブ	二次審査の評価点合計の10%を上限として加算
	審査方法	有識者委員会方式
	制度の背景・目的	桑名市の社会課題・地域課題の解決を目指し、民間事業者等と行政の対話により連携を進め、お互いの知恵とノウハウを結集して新たな解決方法、新たな価値を創出すること

◆事業スキーム図



◆本事業のポイント

- 市は、「公民連携ワンストップ対話窓口」を設置し、市が抱える特定の行政課題に対して民間事業者から提案を受け付ける「テーマ型提案」、市が行っている事務事業を中心に、民間事業者から提案を受け付ける「フリー型提案」を募集
- 提案審査は、有識者委員会方式で実施、採用された場合、事業者募集時に最大10%を上限とした加点对応を行う
- H27にPFI事業として公募を実施するも、契約締結に至らなかったが、本制度の活用により市が求める温泉を利用した健康増進施設の事業化が市の負担ゼロで図れた

ヒアリング対象事例の概要

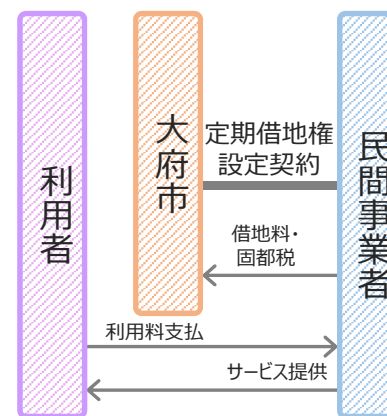
■ (事例3) 大府駅東駐車場及び自転車駐車場整備事業

- 立体駐車場施設及び民間収益施設の整備に関する事業手法を民間提案により募集。PFI法第6条に基づく民間提案手続きであるものの、PFI方式によらない提案も可とした。

◆ 事例概要

事業の内容	実施主体/所在地	大府市 (9.2万人) / 大府市中央町三丁目284番2
	事業方式	定期借地権方式
	事業期間	約50年 (令和2年1月～令和51年11月)
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 大府駅東駐車場及び自転車駐車場の整備運営 ● 駐車場に併設する民間収益施設の整備運営
	施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 4階立ての駐車施設 (1階: 自転車駐車場1,200台, 2-4階、屋上: 駐車場170台) と店舗等のサービス施設
	契約金額	約5.5億円 (11,000千円/年 × 約50年)
	応募者数	民間提案時: 2社 / 事業者募集時: 2社
	事業の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 立体駐車場整備の計画推進に際して、駅周辺の機能向上とにぎわいの創出のため、従来方式民間活力の活用を検討。 ● 商業施設の誘致・併設等を期待して、民間提案の募集を行い、事業化を推進した。
	事業スケジュール	平成29年11月～平成30年1月: 民間提案募集 平成30年1月: 提案審査 平成30年2月: 提案者への通知・公表 平成30年10月～12月: 事業者募集 平成31年1月: 提案審査 平成31年2月: 優先交渉権者の決定・公表 令和2年1月以降: 定期借地権設定契約締結・工事開始 令和2年7月以降: 供用開始
	民間からの提案を求めた事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業全体に関する提案 ● 公共施設・民間施設に関する提案 ● 事業の効果及び効率性に関する評価
民間提案の効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場と生活サービス施設などを併設させ独立採算の定期借地権方式とすることによる需要変動リスクの回避 ● PFI法第6条に基づく民間提案であるものの、PFI以外の提案も可とすることにより、幅広い提案を求めた 	
制度の内容	根拠法	PFI法第6条
	民間提案を求めるタイミング	事業の構想がある程度具体化している段階 (従来方式に限らず、民間活力の導入可能性、市場ニーズ把握するために実施)
	インセンティブ	加点 (事業者募集時の総配点110点のうち、10点を加点)
	審査方法	有識者意見を個別に聴取

◆ 事業スキーム図



◆ 本事業のポイント

- 大府駅前の駐車場・駐輪場の再整備に際して、従来方式に限らず、民間活力の導入可能性、市場ニーズを把握するために民間提案を募集
- 提案審査は、有識者意見を個別に聴取し評価。採用された提案は、事業者募集時に最大9%を上限として加点对応
- PFI法6条提案で募集を行ったが、PFI法によらない事業方式の提案も認めており、市は提案内容を踏まえ、定期借地権方式を採用。民間事業者からは、駅周辺のにぎわい創出に資する立体駐車場と生活サービス施設の併設の提案がなされた

ヒアリング対象事例の概要

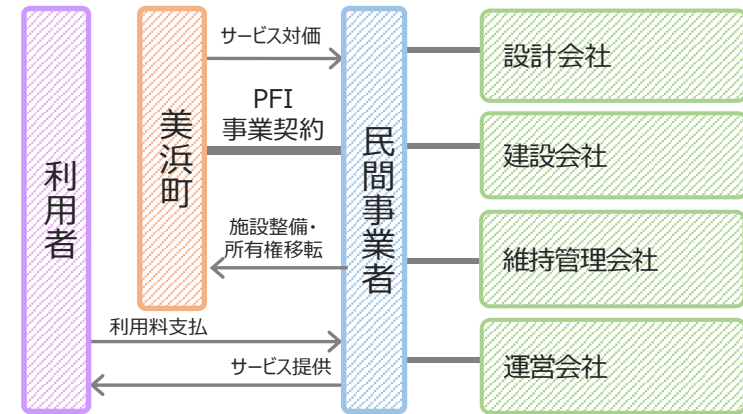
■（事例4）美浜町地域づくり拠点化施設（道の駅）整備事業

- 『基本計画』をはじめとする上位計画を踏まえた、事業の具体化に向けた民間提案を募集。民間提案を受けて、BTO方式のPFI事業として事業化。

◆事例概要

事業の内容	実施主体／所在地	美浜町（0.9万人）／福井県美浜町郷市、松原地係
	事業方式	BTO方式
	事業期間	令和2年2月（予定）～令和14年3月末
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 美浜町地域づくり拠点化施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 設計業務、建設・工事監理業務 維持管理業務、運営業務
	施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 休憩施設、地域振興施設、防災施設、情報発信施設
	契約金額	15億7千万円（税抜き）（事業費上限）
	応募者数	民間提案時：1社／事業者募集時：1グループ
	事業の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> 民間のノウハウ、経営能力等の活用を図り、長期に渡り地域振興に寄与する施設を提供するとともに、良好な施設の整備や事業コストの削減、地域活性化を図ること
	事業スケジュール	平成30年8月～9月：民間提案募集 平成30年9月～10月：提案審査及び実施方針策定検討 平成30年11月：提案者への通知・公表 平成30年12月：実施方針の公表 令和元年10月：基本協定締結 令和2年2月予定：事業契約締結 令和2年2月予定～令和14年3月末：事業期間
	民間からの提案を求めた事項	【公共が提案を求めた事項】 <ul style="list-style-type: none"> 事業の実現性・効率性・独創性 【民間の独自提案】 <ul style="list-style-type: none"> BTO方式の採用による、民間資金活用、コスト削減 管理費用を一体的にS P Cが行うことによる経費削減 公民連携による、町民の新たないきいき・賑わいの場創出事業の提案
民間提案の効果	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金の活用による、財務負担の軽減 地域住民の利便性向上 	
制度の内容	根拠法	PFI法第6条
	民間提案を求めるタイミング	事業の構想がある程度具体化している段階 ※基本計画の内容を実現できるかという観点で提案を受付
	インセンティブ	加点（事業者募集時の総配点1,200点のうち、80点を加点）
	審査方法	有識者委員会方式 （評価項目：①実現性／②効率性／③独創性）

◆事業スキーム図



◆本事業のポイント

- 道の駅の整備・運営に際して、基本計画の内容を実現できるかという観点で民間提案を募集
- PFI法6条に基づく提案募集により、VFM等の算定も民間事業者に求めることができ、事業者選定までのスケジュール短縮及び行政側のコスト削減が図れた
- 提案審査は、有識者委員会方式で実施し、採用された提案は、事業者募集時に最大7%を上限として加点对応
- 民間事業者からは、基本計画の具体化に向け、町民の新たなにぎわいの場創出事業の提案がなされた。

ヒアリング対象事例の概要

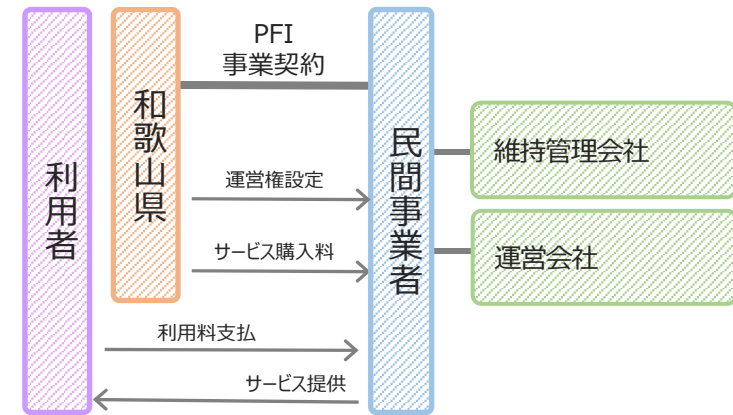
■（事例5）南紀白浜空港民間活力導入事業

- 民間事業者は、空港運營業務等の事業に対して、コンセッション方式、指定管理者制度、業務委託の3つ事業手法の中から、一つの事業手法を自由に選択し、提案を行う。提案に基づきコンセッション方式で事業化。

◆事例概要

事業の内容	実施主体／所在地	和歌山県（96.4万人）／白浜町才野1622番地の125
	事業方式	運営権方式（運営権,指定管理,業務委託等から選択）
	事業期間	10年間（平成30年7月～令和11年3月末）
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 空港運営等業務（必須業務） 運営権を選択する場合のみ行う業務 <ul style="list-style-type: none"> 空港用地等の貸付業務 運営権設定対象施設のうち補助対象施設に関わる更新投資 現ビル施設運営等業務 国際線受入機能を有したターミナル関連業務 その他運営権を選択する場合に必須となる業務
	施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 空港基本施設、空港航空保安施設、ビル施設、浄化槽施設、空港用地等、駐車場施設等、展望広場
	契約金額	2,450,000,000円（サービス購入料）
	応募者数	3社
	事業の背景・目的	<p>民間事業者による空港基本施設等とターミナルビルの一体運営の実現などにより、チャーター便など新たな航空ネットワークの拡充によるさらなる交流人口の拡大及び空港運営の効率化を図る事業</p> <p>空港の活性化を目的として民営化の検討を実施する中で、コンセッション方式、指定管理者制度、業務委託方式等の各手法の中から最適な手法を選択するため、民間からの提案を求めた。</p>
	事業スケジュール	<p>平成29年11月：事業者募集</p> <p>平成30年5月：提案審査</p> <p>平成30年5月：PFI法に基づく実施方針の公表</p> <p>平成30年5月：基本協定の締結</p> <p>平成30年7月：実施契約書の締結</p> <p>平成31年4月：空港運営事業開始日</p>
	民間からの提案を求めた事項	<ul style="list-style-type: none"> チャーター便を含む航空ネットワークの拡充 国際線受け入れ機能を有したターミナルの配置計画 県財政の効率化 ターミナルビル利用客の増加

◆事業スキーム図



◆本事業のポイント

- 本事業は、一般の空港コンセッションの事業者選定手続きに準ずる手続きを行っているが、以下の2点が特徴
 - ① 実施方針策定前に事業者応募プロセスを実施した
 - ② 応募段階で、事業手（コンセッション方式or指定管理者制度or業務委託）を選択可能とした
- 提案審査は、有識者委員会方式で実施

随意契約方式(我孫子市の例)の概要

◆対象事業

- 市が行っている全ての事業(約1,000事業、毎年市がリストを更新)を対象に、民間から委託・民営化の提案を募り、その提案が市民にとってプラスと判断すれば、民間への委託・民営化を進めます。

◆募集する提案内容

- 民間のアイデアや工夫が盛り込まれ、コストやサービスの質の面から市が実施するよりも市民にとってプラスになる提案に限ります。

◆随意契約の判断基準

- 審査委員会での判断基準は、最高裁の判例(S62.3.20)をよりどころにしています。
- 最高裁の判例では、契約をするにあたり、競争入札によることが不可能又は著しく困難とは言えないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理で契約の相手方を決めるのが必ずしも適当でなく契約の目的、内容に照らしそれに対応する「資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者と契約を締結する」という方法を取ることが、当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するものと解すべきとされています。
- 審査委員会の委員(有識者)が提案の内容(独自性)実務の実績(信用、資力、技術力)などを有するかどうかを審査します。

◆審査方法

- 審査は外部の委員で構成された審査委員会が、審査基準に基づき審査し提案の可否を決定します。
- 審査委員会は常任の審査委員と提案の分野毎に任命する専門委員で審査します。

◆審査結果の区分

審査委員会の審査結果は次のとおりとします。

- ① 採用:審査基準をすべて満たした提案
- ② 継続協議:実施することで市民にとって大きなプラスになると審査委員会が判断した提案。期限を設け、市と提案者が実施に向け、調査、研究、協議を行います。
- ③ 不採用

◆審査基準

- ①独自性:提案に提案者独自のアイデア、工夫が盛り込まれているか
- ②市民の利益:
 - ・行政と民間の役割分担として適切か
 - ・市民サービスの向上につながるか
 - ・コスト削減につながるか
 - ・雇用創出など、地域活性化につながるか
- ③実現性:実現性の高い内容となっているか
- ④団体能力:事業を担う体制、能力があるか